

## 弘前市会計年度任用職員（作業員）募集要項

御所温泉に従事する会計年度任用職員を募集します。

### 1 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
会計年度任用職員 (作業員)	・御所温泉の風呂掃除 ・施設内外の清掃・維持管理 ・受付事務業務 など	1人	令和6年7月1日

### 2 応募資格 ・業務経験、免許資格は不問。

### 3 雇用期間 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで。

以降については、業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性あり（ただし、公募によらない選考による再度の任用は2回（令和8年度）まで。）。なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。

### 4 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
相馬総合支所 総務課	弘前市相馬庁舎 御所温泉 (弘前市大字五所 字野沢41番地1)	休日：週休日（非定例日：週休2日（シフトにより決定）） 勤務時間：週30時間勤務（シフト交代制） ① 9：20～16：05 ② 16：00～22：45 休憩時間：45分 休日勤務：有 時間外勤務：有

### 5 休暇 (1)年次有給休暇：任用時に、10日を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。

#### (2)その他の休暇（取得条件あり）：

- ・有給（忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、妊娠中等定期健診のための休暇、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇）
- ・無給（病気休暇、療養休暇、骨髄等ドナー休暇、妊産疾病休暇、育児時間、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間）

## 6 給与等

- (1) 給料 月額 113,883 円(再度の任用時に報酬が加算となる場合があります)  
※今後人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定(引上げまたは引下げ)をすることもあります。
- (2) 通勤手当 通勤方法と距離に応じて支給(片道 2km 以上の場合に支給、交通機関利用の場合は定期代(1 か月当たり月額 55,000 円以内)、交通用具利用の場合は距離に応じて 31,600 円以内)
- (3) 期末・勤勉手当 6 月と 12 月にそれぞれ月額 2.2 月分(年間 4.4 月分)を支給(在職期間や勤務成績等に応じて増減あり)
- (4) 夜間勤務手当 割増率 25/100
- (5) 休日勤務手当 割増率 35/100
- (6) 給与締切日 月末締め
- (7) 給与支払日 当月 21 日

7 社会保険等 社会保険(健康保険(青森県市町村職員共済組合)、厚生年金)及び雇用保険に加入。

8 応募方法 市販の履歴書に必要事項(氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、志望動機)を記入し、顔写真を貼付の上、弘前市相馬総合支所総務課へ持参または郵送により提出してください。

9 申込先 〒036-1592 青森県弘前市大字五所字野沢41番地1  
弘前市相馬総合支所総務課

10 受付期間 令和6年6月3日(月曜日)から令和6年6月17日(月曜日)17時まで(必着)。  
※なお、郵送による場合は、令和6年6月17日(月曜日)17時までに到着したものに限り受付します。また、郵送用封筒の表に「会計年度任用職員選考申込」と朱書きしてください。

## 11 選考方法

- (1) 第一次選考 書類選考を実施します。選考結果は、令和6年6月19日(水曜日)頃に応募者全員に電話通知する予定です。
- (2) 第二次選考 令和6年6月24日(月曜日)頃に個人面接を実施し、採用者を決定します。第二次選考の詳細については、第一次選考を通過した方に選考結果と合わせて通知する予定です。

12 服務 任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)
- (2) 信用失墜行為の禁止(同法第33条)
- (3) 秘密を守る義務(同法第34条)
- (4) 職務に専念する義務(同法第35条)
- (5) 争議行為の禁止(地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条)

### 13 その他

(1) 地方公務員法第16条の欠格条項(次のアからウ)に該当する方は申し込みできません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 弘前市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 営利企業の従事(兼業)については、一律に禁止するものではありませんが、内容によっては制限がありますので、事前にご確認ください。

### 14 問い合わせ先

雇用条件について：人事課人事研修係（電話：0172-35-1119）

業務内容について：相馬総合支所総務課地域振興係（電話：0172-84-2111）